十八　平成二十年総務省告示第二百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

十九　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表一五三の項を次のように改める。

153	削除

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１９号
北海道歌志内市字歌神71番地10
債務者　小坂真理子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
北海道芦別市西芦別町１番地
債務者　石森　忠勝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
北海道常呂郡佐呂間町字西富63番地の１
債務者　長瀬　美智
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
北海道北見市美芳町３丁目７番23号　ユーハイツ２－１号
債務者　熊谷　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
北海道北見市春光町２丁目155番地18Ｋ19―102
債務者　近江理香子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
青森県十和田市西二十三番町11番30号
債務者　田上　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２３号
青森県三沢市桜町３丁目６番７号
債務者　小笠原克己
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２４号
青森県十和田市一本木沢２丁目３番４号
債務者　野月亜希子（旧姓鳥谷部）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２５号
青森県上北郡六戸町大字鶴喰字若宮下27番地３
債務者　水木　雄子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２６号
青森県三沢市南町１丁目31番地2666号
債務者　坪坂真由美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２７号
青森県十和田市東二十一番町22番８号　コーポリンクス210号
債務者　佐々木利明
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２８号
青森県十和田市東六番町10番50号
債務者　平向　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３８０号
埼玉県越谷市大字袋山83番地１　コスモ越谷北205号
債務者　河辺　鉱一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
埼玉県春日部市中央１丁目22番19号第７メゾンクレールカスカベ306
債務者　木全みどり
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係